別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は富山市以東平野の産業・文化・交通の中心地として機能している。近年、人口は平成17年の国勢調査時点の23,039人から一貫して微減傾向が続き、少子高齢化が進展しており、今後、人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

　　古くから商工業を中心に発展してきたが、上市町商工業振興条例が施行されたことを背景に企業誘致が活発となり、製造業を中心とした高度な技術力を有した企業が多数立地している。

　　現在、町内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

　　このような中、独自の取組として町内事業者に対して商工業振興事業費補助事業等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

（２）目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中新川地域で最も設備投資が活発な自治体の１つとなり、地域の中核として更に経済発展していくことを目指す。

　これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本町の産業は、医薬品をはじめとした製造業、農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本町の産業は、駅周辺、平野部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

（２）対象業種・事業

本町の産業は、医薬品をはじめとした製造業、農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

　生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、海外市場等の販路拡大等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和５年６月６日～令和７年３月３１日までとする。

計画期間は原則として２年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である４月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和７年３月３１日とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①　人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②　公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（備考）

　　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。